

福島県公安委員会告示第 30 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 7 年 4 月 16 日

福島県公安委員会



- 1 聴聞の期日
令和 7 年 5 月 13 日 午前 8 時 30 分開始
- 2 聴聞の場所
福島市町庭坂字大原1番地の1
福島県警察福島運転免許センター
- 3 不利益処分の名あて人となるべき者

